

## 第13回 地域発『活力・発展・安心』デザイン実践

学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備

### 「地域学校協働活動を考える」

＜大分県版＞学校と地域の新たな協働(協育)の  
**Q(課題・質問) & A(アドバイス)**  
～市町村アンケートから見る学校運営協議会制度と  
地域学校協働本部の体制整備～

**NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク理事長**  
**別府市立石垣小学校学校運営協議会委員長**

**中 川 忠 宣**

# 制作動画の紹介

梶原敏明玖珠町教育長

「コミュニティ・スクールを聞く」

大分県別府市立石垣小学校

「学校運営協議会の紹介」

(地域と学校のベクトルが揃うとき、連携・協働が動き出す)

中川NPO法人「協育」ネット理事長

「地域学校協働活動を語る」

# はじめに：自己紹介

## <職歴>

- ・ 公立小学校教員
- ・ 大分県教育委員会社会教育主事
- ・ 大分県教育庁生涯学習課社会教育鑑
- ・ 大分大学教授・特任教授

## <活動歴>

- ・ NPO法人大分県協育アドバイザーネットワーク理事長
- ・ 別府市立石垣小学校学校運営協議会委員長
- ・ 学校と地域の新たな協働体制の構築のための実証研究（文科省事業）コンサルタント活動



# 大分県における 「協育」ネットワーク構築の考え方

学校、家庭、地域社会の「教育の協働」の具現化

①大人自身の生きがいと地域の再構築 ②次代を担う子どもの育成

平成19年度～平成27年度

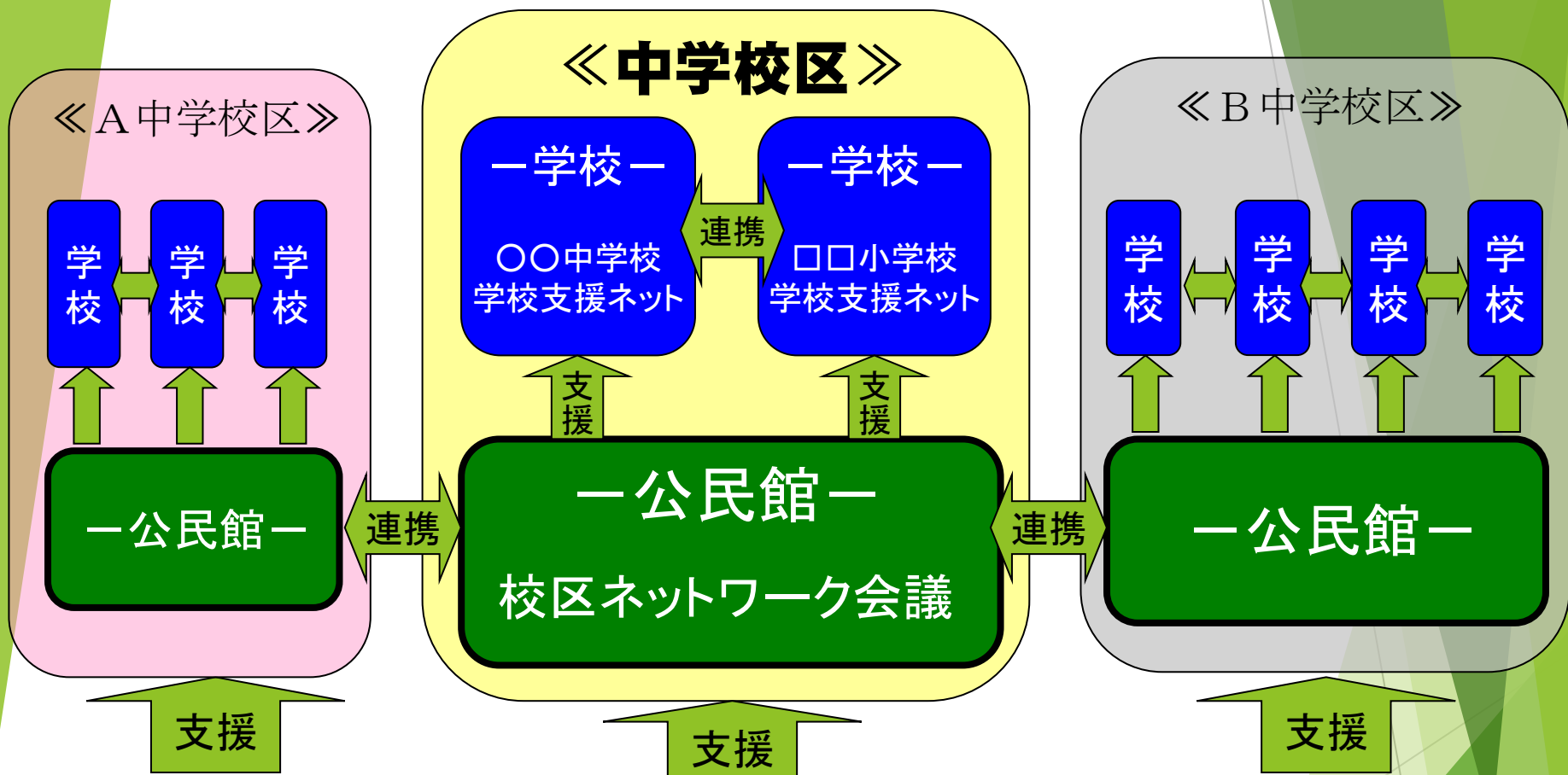
「地域協育振興プラン」（「協育」ネットワークの構築）  
～教育の協働を体系的・効果的・日常的・継続的に推進～

**体系的・効果的・日常的・継続的**  
に「教育の協働」を行う人のつながり  
～人の波紋が広がる地域づくり～

効果

「協育」ネットワークを活用することによって、さまざまな取り組みが**より迅速で、効果的に**推進できる。

# < 「学校支援」の視点から見た「協育」ネットワークのイメージ >



—市町村教育委員会—  
地域協育プロジェクト会議(仮称)

# 地域学校協働本部の現状

## （「協育」ネットワーク）＜R2年度現在＞

「学校支援地域本部事業」を平成20年度から実施し、現在の「地域学校協働本部」の前身の事業として全国的に推進してきました。大分県では、平成18年度からの「地域協育振興プラン」の実施による「公民館にコーディネーターを配置した『校区ネットワーク会議』」を全県的に実施するために「学校支援地域本部事業」の実施を推進しました。現在では、「学校支援地域本部事業」を発展させた「地域学校協働本部」の実施状況は94.6%（全国5位）となっています。

＜大分県教育委員会資料＞

【設置数】 14市町／18市町村

地域学校協働本部等数：129（その他の名称を含む）

【人数や委嘱方法等】

\* 地域学校協働活動推進員委嘱数：56

\* 委嘱していない地域コーディネーター数：139

# コミュニティ・スクールの導入 (H17～大分県の取組)

## 豊後高田市立河内中学校

- \* 平成17年度～コミュニティ・スクールモデル校
- \* 平成19年5月7日コミュニティ・スクール指定校

## 現在の状況 (R2.5.1現在)

平成28年度の大分県教育長期計画においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的取組を目指してコミュニティ・スクールの導入を促進することとし、**コミュニティ・スクールの導入状況は81.3% (全国3位)** になっています。

【令和2年度現在設置数】 17市町／18市町村

- ①「地方教育行政の組織運営に関する法律47条の6に基づき・・・」という文言が記載された市町村数：17
- ②導入済みの学校数：  
小学校：201校、中学校：97校 義務教育学校：2校  
高等学校：2校



# 地域学校協働活動コンサルタント(H30/R1)

～九州20市町村への訪問から見えてきた課題～

## <市町村教育委員会アンケート報告書>

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業  
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

### 学校と地域の新たな協働体制の構築のための 取組状況調査の報告書

大分県内市町村教育委員会の「地域学校協働活動」推進のための  
「学校運営協議会制度」と「地域学校協働本部の体制整備」の取組状況について

↓  
対応方策のヒントは、別冊「Q&A資料」をご覧ください  
※「NPO法人大分県協育アドバイザーネット」に掲載

<大分県版>

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

Q(課題・質問)&A(アドバイス)



2020年(令和2年)10月

NPO法人大分県協育アドバイザーネット

## <報告書を基にした「Q&A資料」>

令和2年度 ふるさと創生NPO活動応援事業費補助金事業  
事業名「地域とともにある学校づくりの推進」

<大分県版>

～学校運営協議会制度と地域学校協働本部の体制整備～

Q(課題・質問)&A(アドバイス)

「学校と地域の新たな協働(協育)」  
～一歩前進! ヒント集～

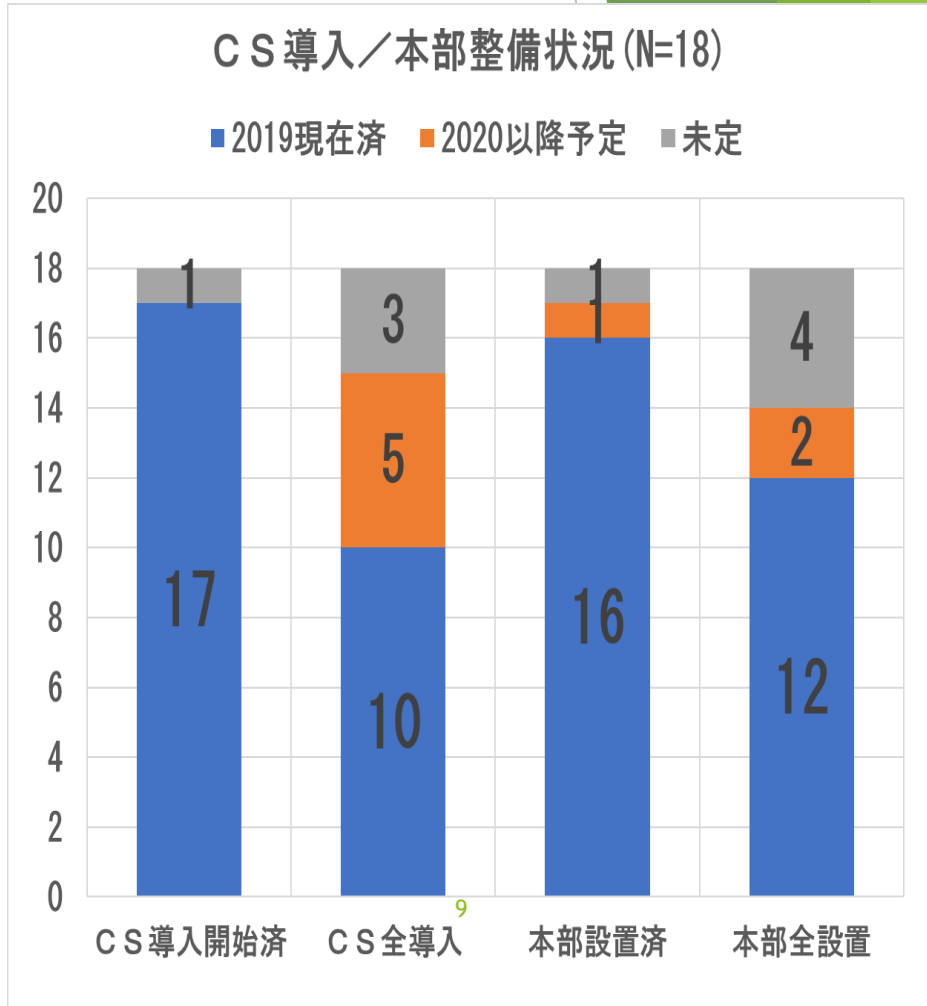
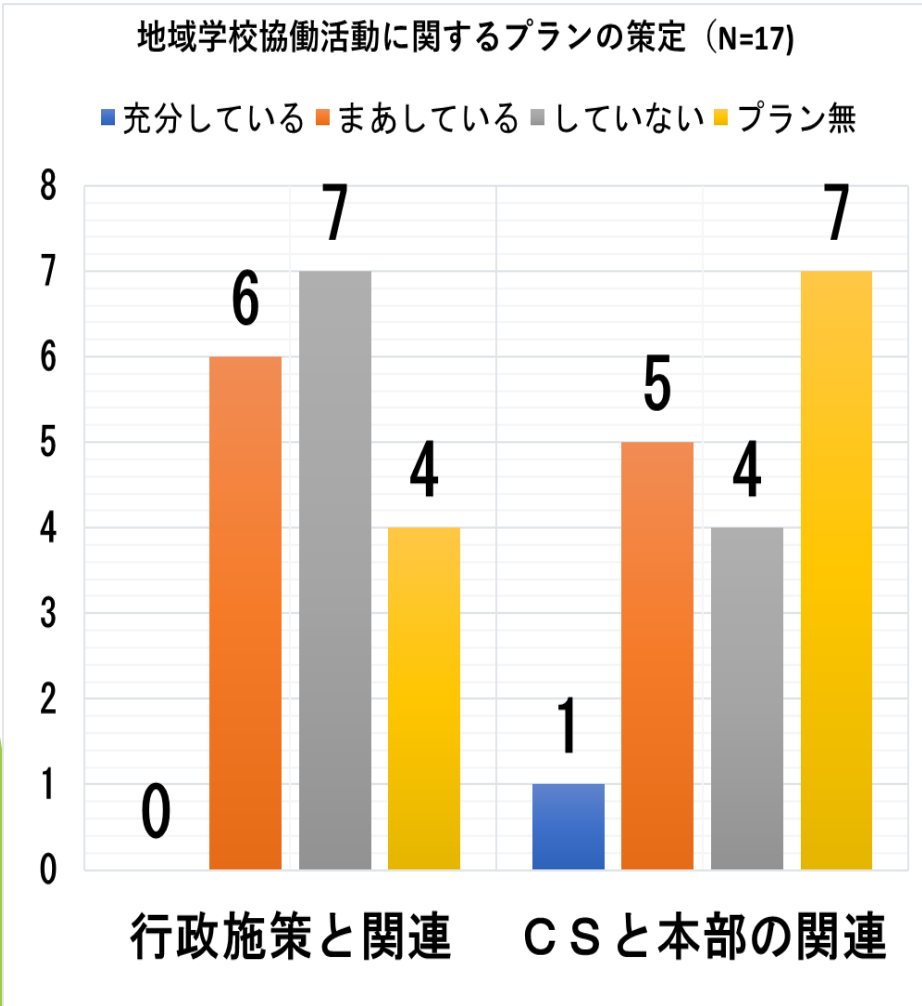
令和2年10月1日

NPO法人大分県協育アドバイザーネット



# 18自治体のうち17自治体はすでに両輪を実施済み

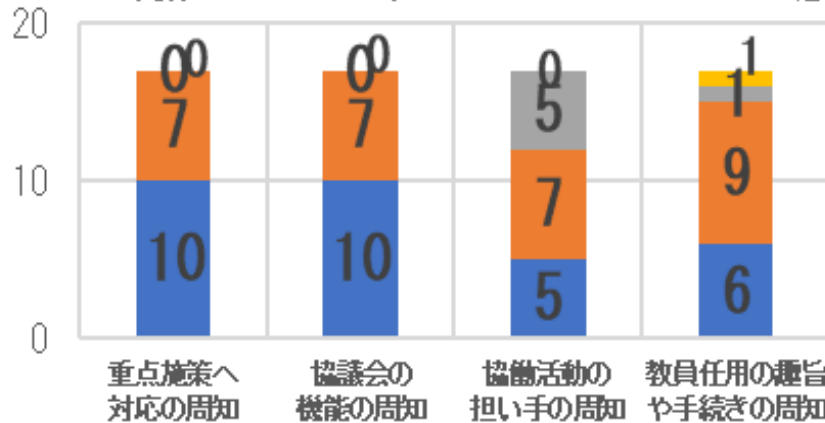
## 地域学校協働活動の総合的なプランと推進状況



# 学校運営協議会に関すること

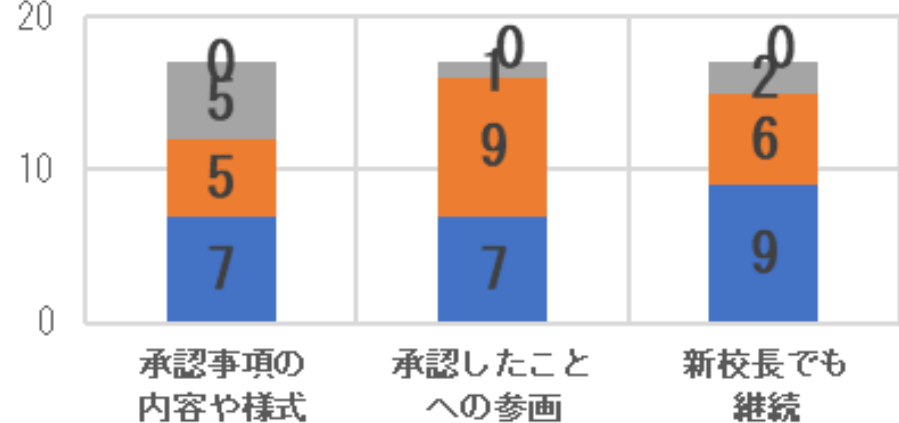
## 必要事項の周知(N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



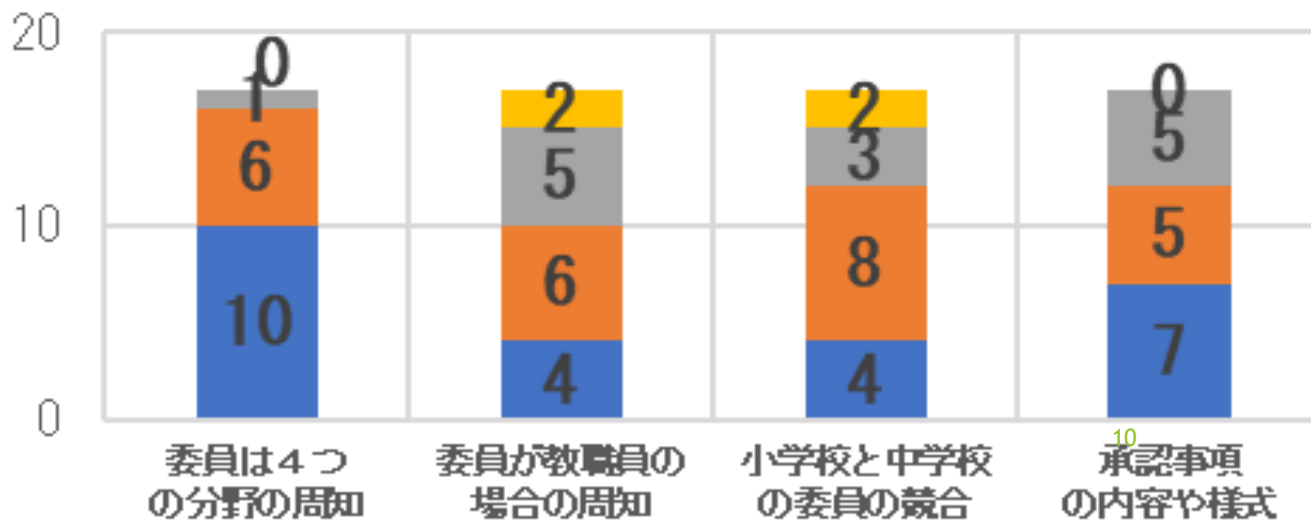
## 学校運営協議会が承認事項への責任 (N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他

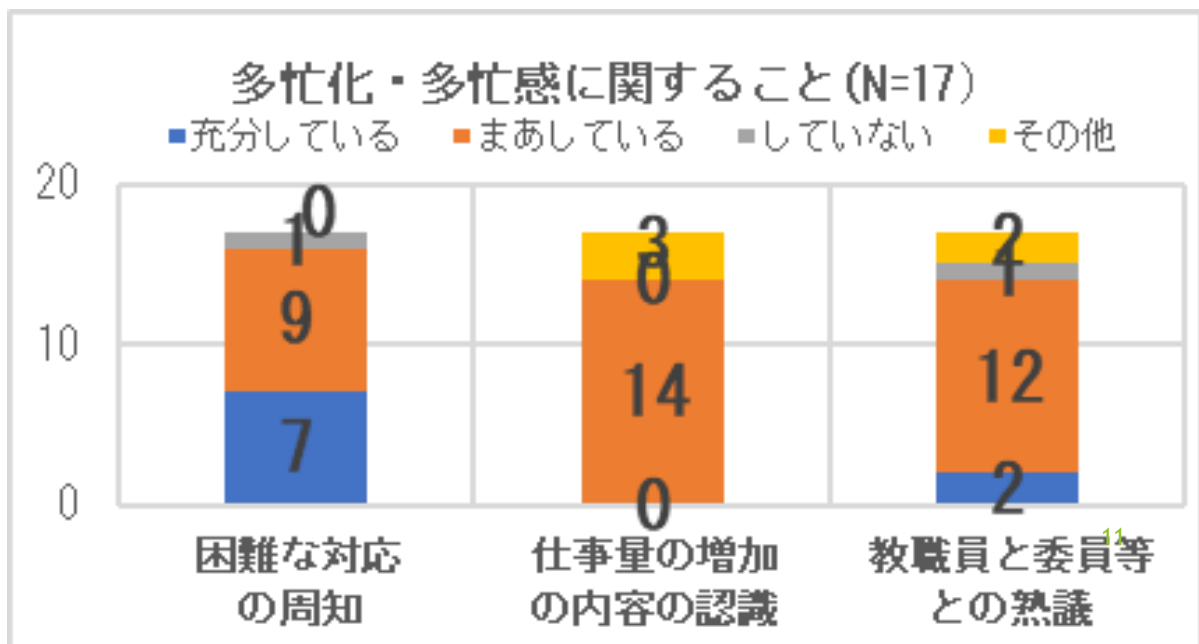
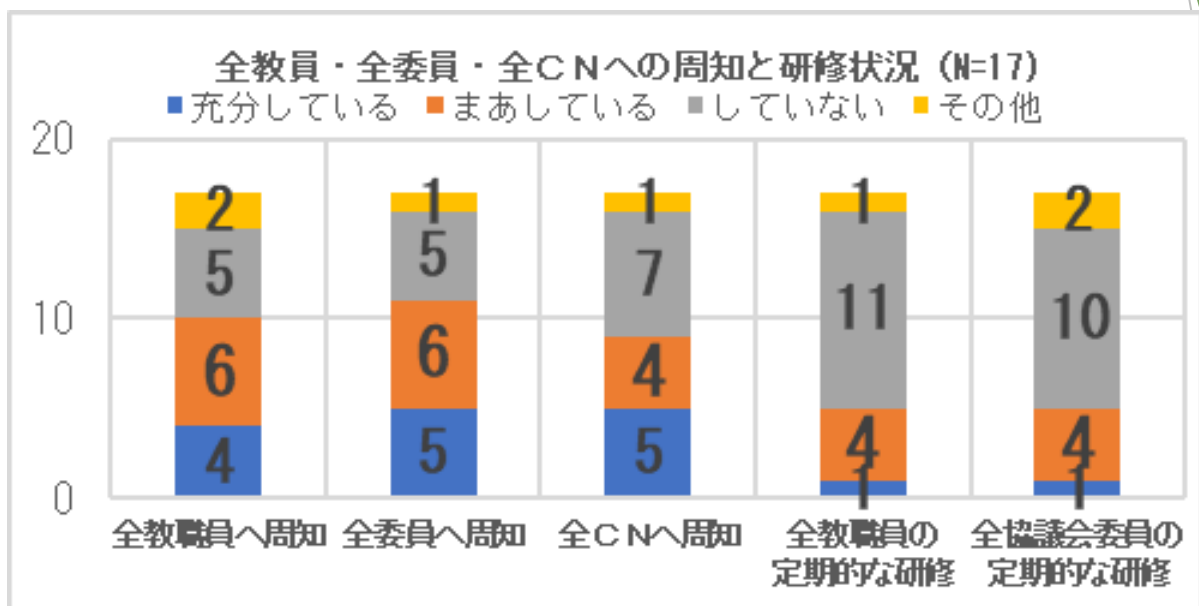


## 委員の任命に関すること(N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



# コミュニティ・スクールの周知に関すること

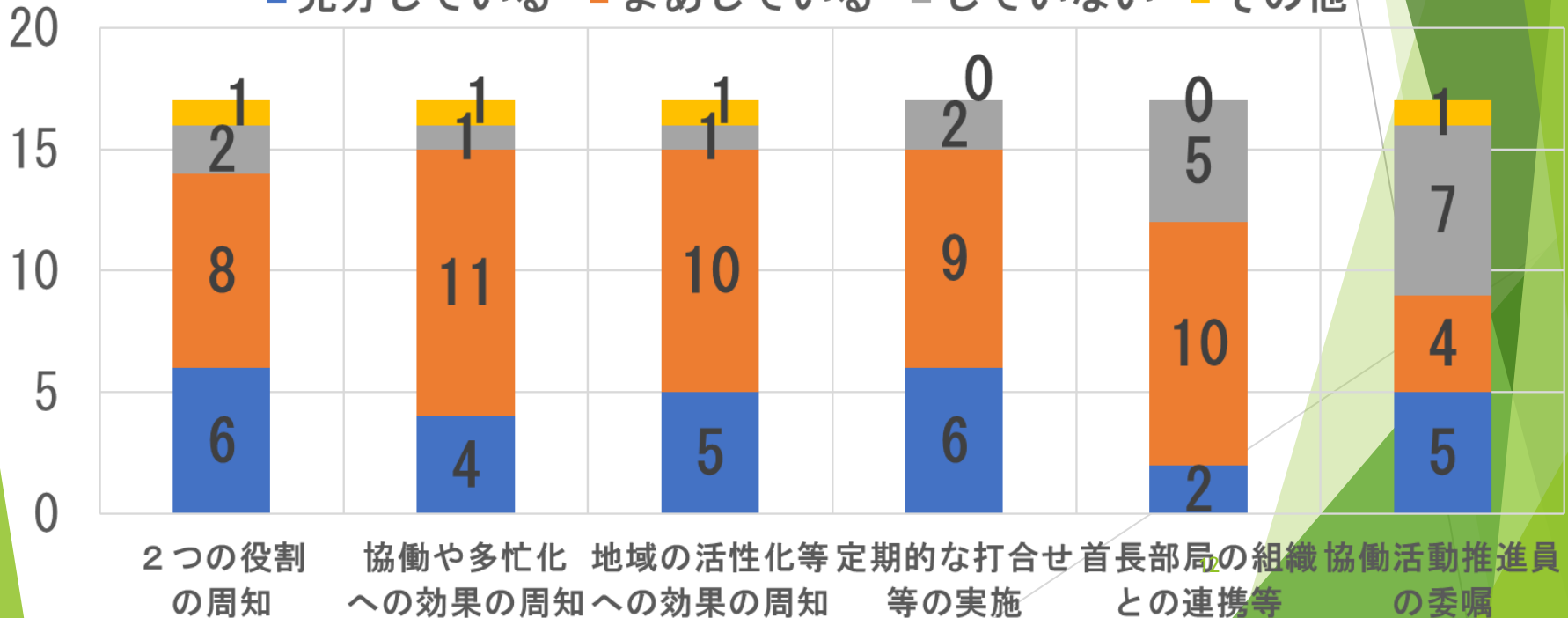


# 地域学校協働本部の体制や取組状況

- ①地域学校協働本部にはネットワークづくりと日常的なコーディネートであることの周知状況
- ②地域住民との協働の可能や、教職員の多忙化への対応や子どもの学びの充実、地域の活性化等が可能になることの周知状況
- ③本部内の情報共有や、様々な組織団体との情報共有状況
- ④「地域学校協働活動推進員」の委嘱状況

地域学校協働活動本部に関すること (N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



# コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取組状況

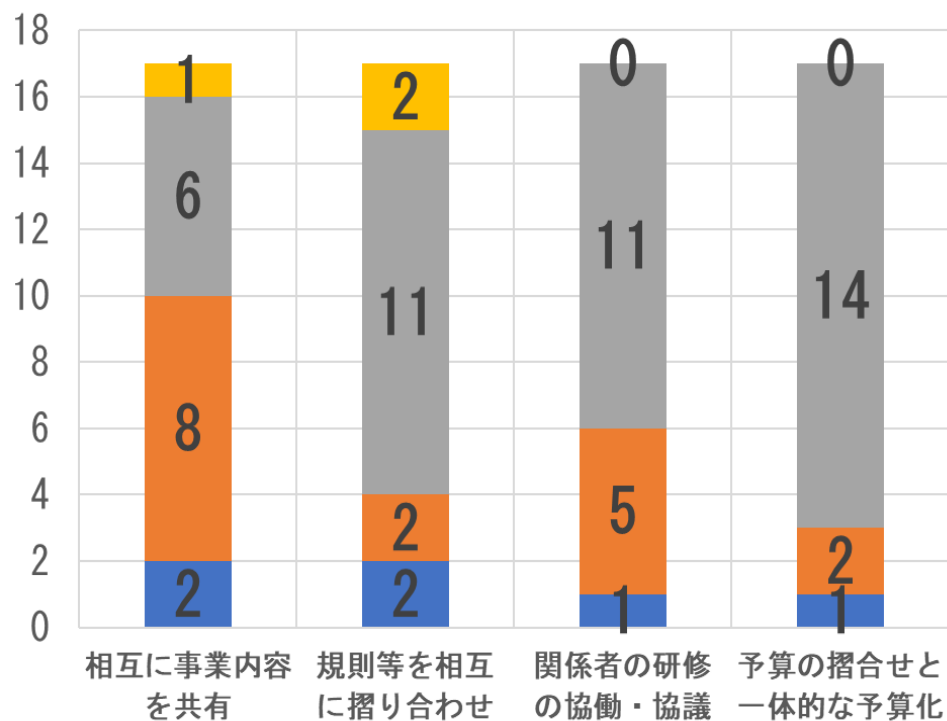
①教育委員会の中でコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の担当部署の連携状況

②コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の情報共有状況

☆教育委員会の中で学校運営協議会制度の導入と設置や活動については学校教育部署、地域学校協働本部は社会教育部署がを担当しているのが現状（全国的傾向）。

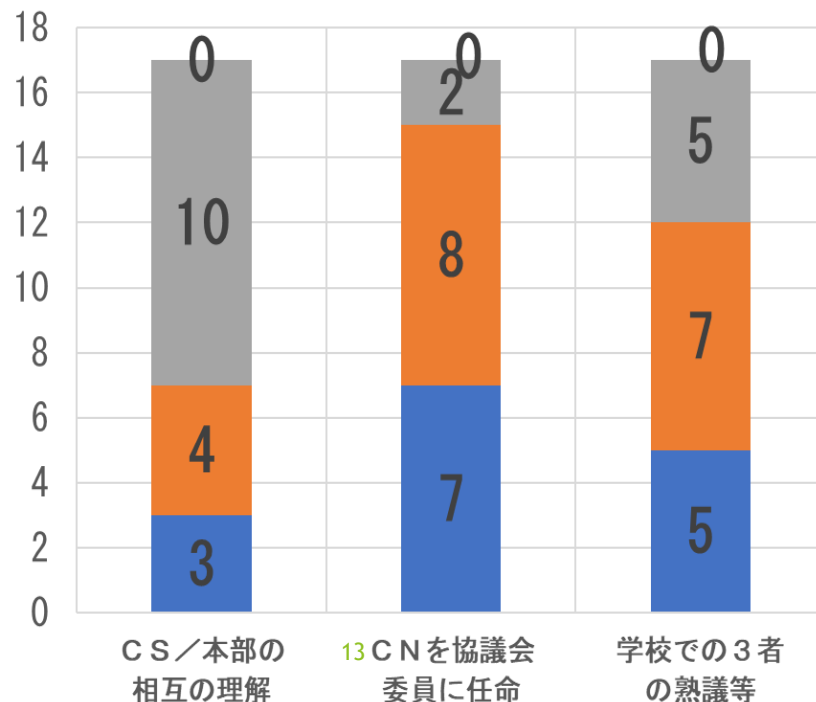
教育委員会内の連携に関すること (N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



CS/本部の情報共有に関すること (N=17)

■ 充分している ■ まあしている ■ していない ■ その他



# 九州20市町村への訪問から見えてきた課題 ～4つの観点と12の課題と41のQ&A～

## <観点1「地域学校協働活動」の推進について>

**課題1.** 学校運営協議会制度の導入の目的や地域学校協働本部の役割を明確にし、将来の教育の協働の方向性、まちづくりの取組を踏まえた上での、自治体としての総合的なプランの作成が充分に行われていない現状がある。

Q1:「まち・ひと・しごと創生」の施策との関連性は？

Q2:学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携の必要性は？

**課題2.** 学校運営協議会や地域学校協働本部のエリアについては、これまでの学校支援地域本部事業の取組や小中連携教育の推進等によって、学校毎に取り組む場合と中学校区等の一定エリアで取り組む場合があり、その際の留意事項が明確になっていないという課題がある。

Q3:中学校区を対象にした学校運営協議会の設置とは？

Q4:各学校の運営への参画の仕方等についての配慮は？

Q5:中学校区は広範囲で組織・団体等との協働ネットワーク化は？



## <観点2 学校運営協議会制度の導入について>

**課題3.** 学校運営協議会制度の導入の目的が理解されずに、学校運営協議会を設置することを目的にしているという傾向もあり、**学校評議員制度からの単なる移行の傾向**があることや、地域からの学校支援が行われている等の理由から、**学校運営協議会を設置しても、本来の目的のための活動が行われていないのではないか**という課題がある。

**Q 1 : 学校運営協議会制度の導入の根拠と目的は？**

**Q 2 : 学校運営協議会制度に求められる教育の重点的な課題は？**

**Q 3 : 学校運営協議会に求められる基本的な機能は？**

**Q 4 : 学校運営協議会の役割を教職員に周知する必要性？**

**Q 5 : 学校運営協議会の役割を学校運営協議会委員に周知する必要性は？**

**課題4.** 学校運営協議会委員の人選について、必要不可欠な人材の選任や、中学校と小学校の競合等について苦慮しているという課題がある。

**Q 6 : 学校運営協議会委員は4つの分野から任命する必要性は？**

**Q 7 : 教職員を学校運営協議会委員に任命する時の配慮事項は？**

**Q 8 : 小学校と中学校で重複して選任する場合の配慮事項は？**

**課題5.** 学校運営協議会の重要な役割である「学校運営の基本方針を承認する」（地教行法47条6）ことについて、その重要性と責任等についての理解が進んでいないと課題がある。

Q9: 「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項は？

Q10: 学校運営の基本方針を承認した学校運営協議会の責任や役割は？

Q11: 校長が替わっても基本的な運営を継続する必要性は？

**課題6.** 「職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。」（地教行法47条6）ことについて、意見の内容や提出方法が明確になっていないことから具体的な取組が行われていないという課題がある。

Q12: 「職員の採用・任用に関して意見を述べることができる」という趣旨は？

Q13: 「職員の採用・任用に関して意見を述べる<sup>16</sup>ことができる」ことについて、教職員や運営協議会委員に周知する必要性は？

**課題7.** 学校運営協議会委員への説明、教職員への周知の取組等が不十分であることから、関係者に地域学校協働活動の意義や、それぞれの役割・活動内容等の理解が進んでいないという課題がある。

Q14: 全教職員へCS導入の趣旨、効果等について周知する内容は？

Q15: 学校運営協議会の関係者評価の内容は？

Q16: CSとの協働についてコーディネーターへ周知する内容は？

Q17: 教職員や学校運営協議会委員に対する定期的な研修内容は？

**課題8.** コミュニティ・スクールの導入による教職員の多忙化についての整理が出来ていないために、管理職と担当教員だけの取組になりがちであることなどから、教職員全員の取組に繋がっていないという課題がある。

Q18: CSの導入によって期待できる教育課題への効果は？

Q19: CSの導入により多忙化を感じている教職員は？

Q20: 多忙化やストレスを乗り越えて、主体的に参画する取組は？

Q21: 教職員と学校運営協議会の熟議のテーマ（内容）や方法は？

## <項目3 地域学校協働本部の体制整備について>

**課題9.** これまでの「学校支援地域本部」や「学校応援団」等の取組を拡充したシステムである「地域学校協働本部」の役割と体制の整備を行う必要があるという認識がされていないという課題がある。

**Q 1 :** 地域学校協働本部の具体的な体制整備は？

**Q 2 :** 地域学校協働本部の重要な2つの役割は？

**Q 3 :** 地域の既存の組織団体等との連携・統合・融合等の効果は？

**Q 4 :** 地域コーディネーターの「協働活動推進員」の委嘱の必要性は？

**課題10.** 地域学校協働本部の体制の整備を教育行政のみで新しく取り組もうとすると、既存の青少年育成の組織団体、首長部局が所管する組織団体との関係性が整理されていないままに進められているための組織団体との関係性や、組織の乱立という課題がある。

**Q 5 :** 学校教育へ期待できる効果は？

**Q 6 :** 地域住民へ期待できる効果は？

**Q 7 :** 地域学校協働本部の打合せ等の内容や方法等は？

## <項目4 地域学校協働活動の一体的な推進について>

**課題11.** コミュニティ・スクールを担当する学校教育部署と、地域学校協働本部を担当する社会教育部署の**教育委員会内での連携・協働**が進んでいないという課題がある。

**Q1:** 教育委員会内の担当部署が事業の内容を共有する必要性は？

**Q2:** 教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等（各種コーディネーター）が合同で研修する必要性は？

**課題12.** コミュニティ・スクールの関係者（教職員や学校運営協議会委員）と、地域学校協働本部の関係者（地域学校協働活動推進員や各種コーディネーター等）の**情報の共有**と相互の理解が進んでいないという課題がある。

**Q3:** 学校での教職員や協議会委員、CNの3者の情報共有の必要性？

**Q4:** 地域コーディネーターを運営協議会委員に任命する必要性は？

**Q5:** 地域学校協働本部を整備しないで、学校運営協議会や青少年健全育成組織や地域のまちづくり協議等が担うことは可能か？

**課題13.** 市町村においては行財政改革の中で教育行政としての  
の**予算確保が困難な現状**があるという課題がある。

Q6: 補助金終了後のことを含めて、将来的に必要な予算は？

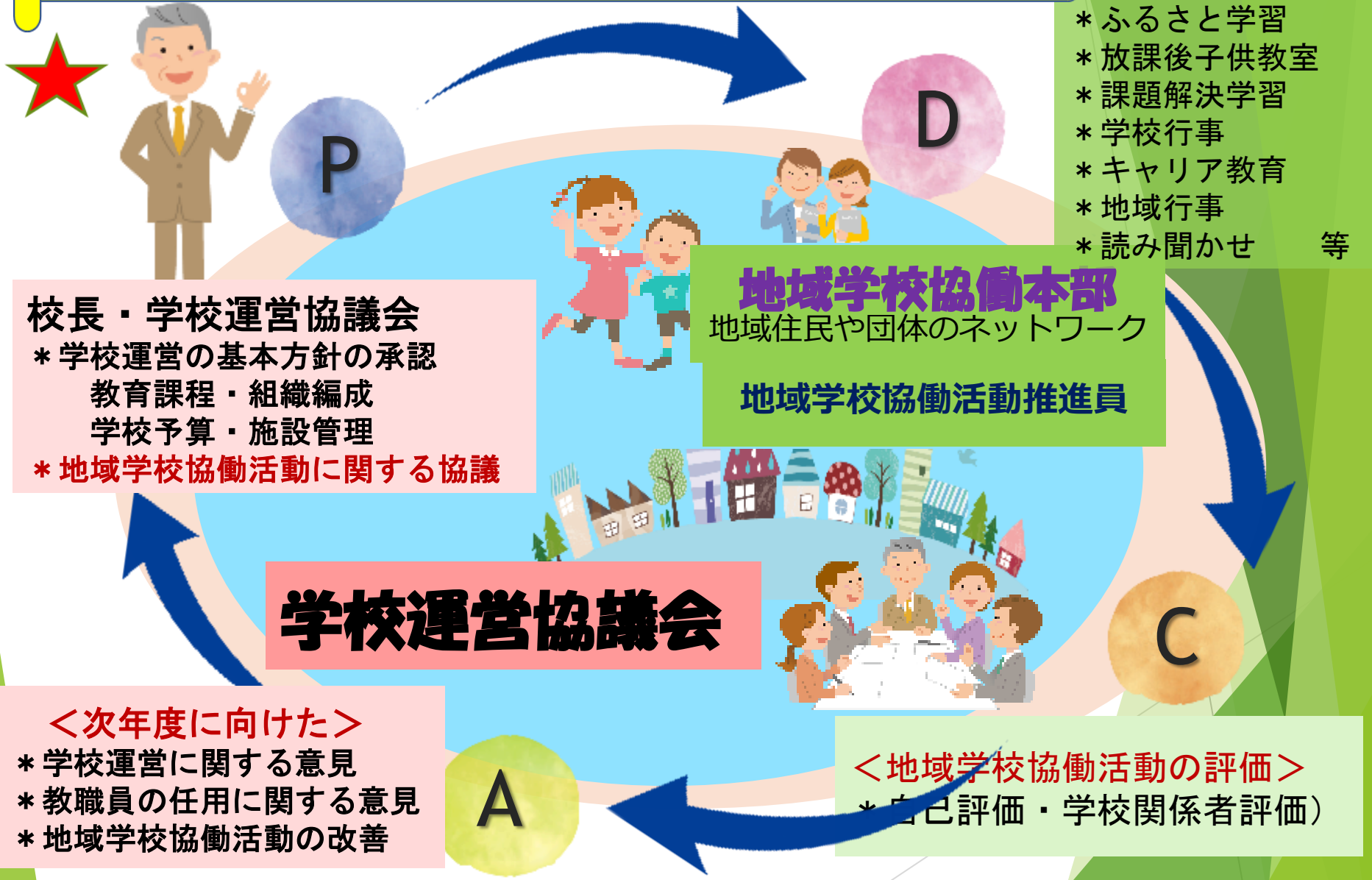
Q7: 予算の確保のために行う見直し可能な事業は？

Q8: 首長部局の「まち・ひと・しごと創生」の施策との連携を検討する対象予算は？

ご質問コーナー



# 1. 地域学校協働活動の推進について



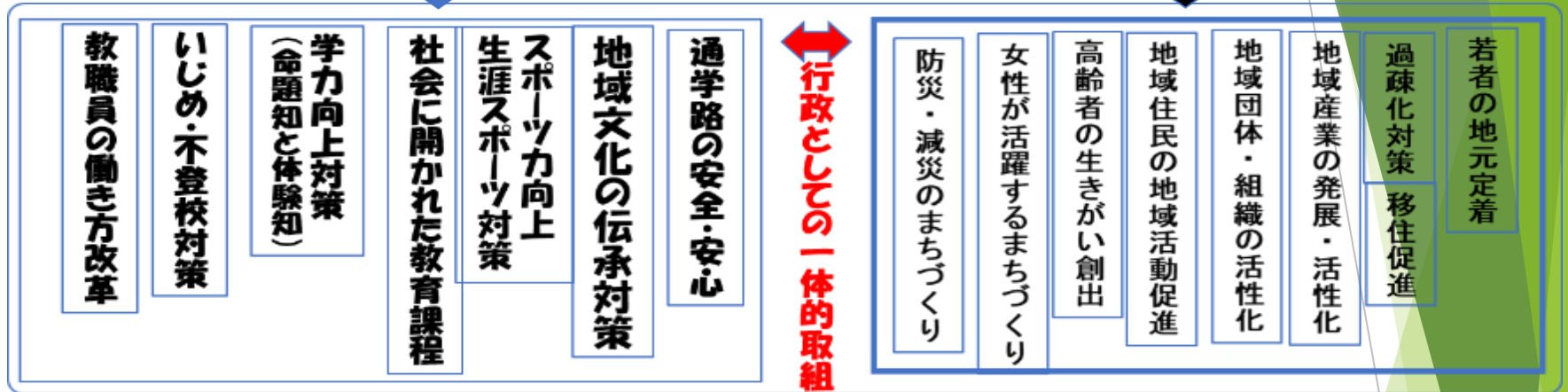
# Q1

## なぜ、「まち・ひと・しごと創生」の施策との関連が必要なのですか

### 教育行政の重点施策

### 「まち・ひと・しごと創生」施策

### 地域と学校が協働した人づくりのための施策



### まちづくりのための「繋げる仕組み」づくり ＜行政施策と地域住民のコーディネートシステム＞

改正教育基本法  
13条

### 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

☆「人づくり」の基礎となる学校教育の重要性はもとより、**将来のまちづくり**を担う青少年の育成は自治体としての**重要な施策**です。

☆首長部局の施策と教育行政の施策を重ねてみると、青少年対象にしても、住民対象にしても**ベクトルを同じ方向に向けている施策**が見えてきます。

教育行政の重点施策

「まち・ひと・しごと創生」施策

地域と学校が協働した人づくりのための施策

## 別府市「まち・ひと・しごと創生」戦略（関連事項のみ）

### 基本目標 3

「ひとの創生」：ひとを大切にし、別府で子どもを産み、育て、生きる。

- ・ 女性の子育てと仕事の両立の応援
- ・ 郷土への誇りと夢を持つ人材・国際化人材の育成

### 基本目標 4

「まちの創生」：ひととまちをまもり、地域と地域が連携する。

- ・ 生活の質の向上による“ひとまもり”と“まちまもり”
- ・ 文化を切り口にしたまちの可能性の拡大

# < 玖珠町の例 >

教育行政の重点施策

「まち・ひと・しごと創生」施策

地域と学校が協働した人づくりのための施策

## 玖珠町「まち・ひと・しごと創生」戦略（関連事項のみ）

**基本目標Ⅰ**：楽しく学び個性と感性を育むまちづくり  
（教育・文化）

☆子どもたちに玖珠町を再認識させ、町の活性化の可能性について考えてもらい、誇りをもち、郷土愛を育むことにより、人口流出の歯止め、再転入につなげる。

**基本目標Ⅲ**：健やかで健康に暮らせるまちづくり

- ①子育て世代への情報提供や相談等の支援の施策を推進する。
- ③人口減少対策、高齢者の活用、健康対策等の事業を推進する。

**基本目標Ⅳ**：玖珠町の特性を活かしたまちづくり

- ③協働を推進するための仕組みづくり活動支援を行う。



Q2

なぜ、学校運営協議会制度と地域学校協働本部の連携が必要なのですか

<コミュニティ・スクール>

学校(経営・運営)

学校運営への支援・協力

地域貢献活動

地域住民の願いとネットワークによる活動 <地域学校協働活動>

「地域とともにある学校づくり活動」

<推進する仕組み(制度)>

地教行法47条5

学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画

<権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見



「学校を核とした地域づくり」

<推進する仕組み(体制)>

地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク

学校支援活動

土曜日の教育活動

外部人材を活用した教育活動

放課後子供教室

<コーディネーター配置>  
・行政のコーディネーター  
・地域コーディネーター  
(地域学校協働活動推進員)

家庭教育支援活動

学びによるまちづくり



地域社会における地域活動

住民参加のプログラム開発 日常的な支援プログラム 広域的な支援システム

公民館学級生 自治会 地区老人クラブ 地区交通安全協会 青年会 地区商工会 子育て協議会

- ☆「学校運営協議会を設置している学校」がコミュニティ・スクールで、ピンク色で示した学校教育は校長による学校経営と運営方針によって教育活動が行われます
- ☆一定の権限や責任を担う学校運営協議会は地域住民等の代表であり、地域とともに学校運営に参画することが求められています。よって、黄色で示したように地域学校協働活動(本部)の役割とも連携・協働することが必要なシステムです

## 2. 学校運営協議会制度の導入について

「学校運営協議会」設置の手引き  
(令和元年改訂版)

(Q) そもそもなぜ、コミュニティ・スクールが必要だと感じたのですか？

### ＜「社会に開かれた教育課程」の実現のために＞

学校の教育課程を工夫し、子供たちの将来を見据え新学習指導要領の重要なポイントである「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、まずは保護者や地域住民との情報や課題を共有し、同じ思いで日々の教育活動を進めていきたい

### ＜義務教育9年間の学びの充実のために＞

「小中一貫教育」を実現するためには、教育課程だけでなく、子供たちの家庭や地域での学び、発達段階に応じた「心の成長」等も一緒に考えていく必要が保護者や地域住民と子供たちの義務教育9年間について協議し、協働する場が必要である


### ＜連携・協働体制の構築に向けて(働き方改革の視点を含め)＞

「社会教育関係団体」等と「依頼する⇔される」という関係ではなく、目標や役割分担等について話し合い、学校と地域はパートナーとして連携・協働が必要である

### ＜地方創生（学校を核とした地域づくり）を目指して＞

学校と地域の両方を元気にするには、学校を核として地域全体で共通の目標・ビジョンをもって取り組む「コミュニティ・スクール」の仕組みが必要であり、「大人が学ぶ姿」から、「大人と共に町・地域は自分たちで創る」という活動へつなげたい





(Q) あなたが住んでいる地域や学校で、「**このまま成り行きに任せていたら、将来まずいことになるのでは?**」ということはありませんか? 真剣に向き合っていかなければならない「**課題**」はありませんか?

学力向上・不登校・部活動・少子高齢化・自治会未加入・地域行事・祭り・子供会の解散  
新学習指導要領・いじめ道德の教科化・外国語教育・プログラミング教育  
PTA 教育のICT化・働き方改革・子供の安心安全・地域の担い手・防災・防犯・  
人手不足・学校の再編統合・携帯電話・SNS・産業の撤退・日本語指導・小中一貫  
教育・放課後の居場所・キャリア教育・生徒指導・伝統文化の継承・空き家の増加・  
外国人居住者

(Q) その中で、

- ① すぐに対策・対応が必要なもの
- ② 時間をかけて対策・対応を講じる必要があるものは何ですか?
- ③ また、それらが複雑に絡み合っていないですか?

(Q) これらの課題の解決に向けて、

- ① 「学校」だけで対応できること
- ② 「地域」だけで対応できること
- ③ 「家庭」だけで対応できることはどれですか?

# 1. 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について

Q1

学校運営協議会制度の導入の根拠と目的はどんな内容ですか

「学校運営協議会」設置の手引き  
(令和元年改訂版)

子供たちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、「社会総掛かり」での対応、**学校・家庭・地域による一体的な取組が必要であり、それを実現可能にする仕組みの一つがコミュニティ・スクール**です。保護者や地域住民の意見を**学校運営**に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、**平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって制度化され「開かれた学校」から「地域とともにある学校」へと転換していくことが重要です。**

＜中央教育審議会答申（平成27年12月）＞

→地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成29年3月）

☆**令和2年度現在では「地教行法」47条5**において、＜略＞その所管に属する学校に設置する**努力義務**となっています。

☆学校運営協議会委員は地域住民の代表として、「**学校運営の基本方針の承認**」「**学校運営への意見**」「**教職員の任用への意見**」については学校運営協議会規則に規定された役割を担うこととなっています。

☆その他の「**予算等への意見**」「**地域学校協働本部との連携や広報活動**」及び「**日常の活動**」等も求められており、地域住民と学校の協働を推進する一定の権限と責任を担う目的で設置するものです。

## Q2

学校運営協議会制度に求められる教育の重点的な課題はどんなことですか

＜「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」47条5＞

### コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度の導入）

#### ＜学校の重点課題＞

\* 教職員の働き方改革

\* 社会に開かれた教育課程

\* 生きる力（命題知・体験知）

\* いじめ・不登校等

#### ＜CSの取組の課題＞

①教職員の仕事量の増加 ②CSの効果の認識不足 ③学校教育への介入危惧

#### ＜コミュニティ・スクールに求められること＞

①ビジョンの発信②教職員・委員・保護者の意識の共有③委員が学校を知る

教職員が子どもとゆとりを持って向き合うための働き方改革、様々な環境が引き金となるいじめ・不登校対策、子どもの主体的な学びによる学習意欲や学力の向上、地域とともに子どもを育てる社会に開かれた教育課程の実施などの、学校だけでは対応が困難な大きな課題をかかえています。

Q3

学校運営協議会に求められる基本的な機能はどんなことですか

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度の導入）

### ＜学校の重点課題＞

\* 教職員の働き方改革 \* 社会に開かれた教育課程 \* 生きる力（命題知・体験知） \* いじめ・不登校等

### ＜CSの取組の課題＞

①教職員の仕事量の増加 ②CSの効果の認識不足 ③学校教育への介入危惧

### ＜コミュニティ・スクールに求められること＞

①ビジョンの発信②教職員・委員・保護者の意識の共有③委員が学校を知る

## 学校運営協議会（住民代表としての学校運営への参画）



### ＜一定の権限と責任（合議体）＞

\* 学校運営方針の承認 \* 学校運営への意見 \* 教職員の任用に関する意見

### ＜学校運営協議会に求められるもの＞

①協議会の役割を理解 ②学校の教育課題を知る ③教職員の求めを知る  
④教職員との協働意識 ⑤地域住民への啓発・広報

☆学校だけでは対応できにくい様々な課題について一定の権限と責任をもって、地域の想いを学校運営に反映させるなど、地域住民の代表として学校教育に参画するための機能が求められています。

☆学校運営協議会で承認された「学校運営の基本方針」について地域住民の参加が必要となり、日常的に学校教育へ参加する地域住民や組織団体のネットワークづくりを進める機能が求められています。



# 学校運営協議会の主な役割

校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

校長

この地域の子供たちを  
このように育てたい  
と思います。

校長

そのために、  
〇〇教育に力を  
入れます！

それでは皆さん  
承認ということで  
いいですね！



そうですね！  
地域にも理解を求め、  
協力を呼びかけます！

とてもよい方針です。  
地域連携の視点も  
入れていただくと、  
より良い活動に  
なるのでは？



# 学校運営協議会の主な役割

学校運営について、**<合議体での意見>**  
教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる

校長

この中学校も  
万が一の災害の時の  
避難所に指定されました！

では、学校でも、  
生徒に呼びかけて  
みることにします！

それでは、  
中学生も地域の人と  
共に、防災訓練に  
参加しては  
どうでしょう？

当日は地域学校協働  
本部で生徒の対応を  
しましょう！

私は消防団の団員  
なので、中学生参加  
の段取りを  
考えますよ！







# 学校運営協議会の主な役割

教職員任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

校長

プログラミング教育も導入されます。  
指導を充実させる必要があり、  
研究をしていこうと考えています！

それでは、  
情報教育に精通している  
先生の配置希望を  
意見として出したら  
どうでしょう？

そうですね！  
これからの時代を生きる  
子供たちには必要な力を  
育てることになりますね。



# 地域住民の願いとネットワークによる活動 < 地域学校協働活動 >

「地域とともにある学校づくり活動」 地教行法47条5  
< 推進する仕組み（制度） >

## 学校運営協議会

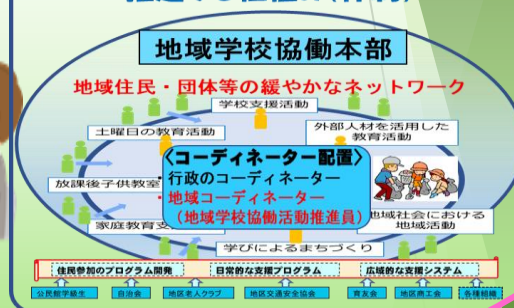
住民代表としての学校運営への参画

< 一定の権限と責任 >

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見



「学校を核とした地域づくり」  
< 推進する仕組み（体制） >



学校地域協働部会

連携

地域学校協働本部

評価部会

連携

学校関係者  
評価委員会

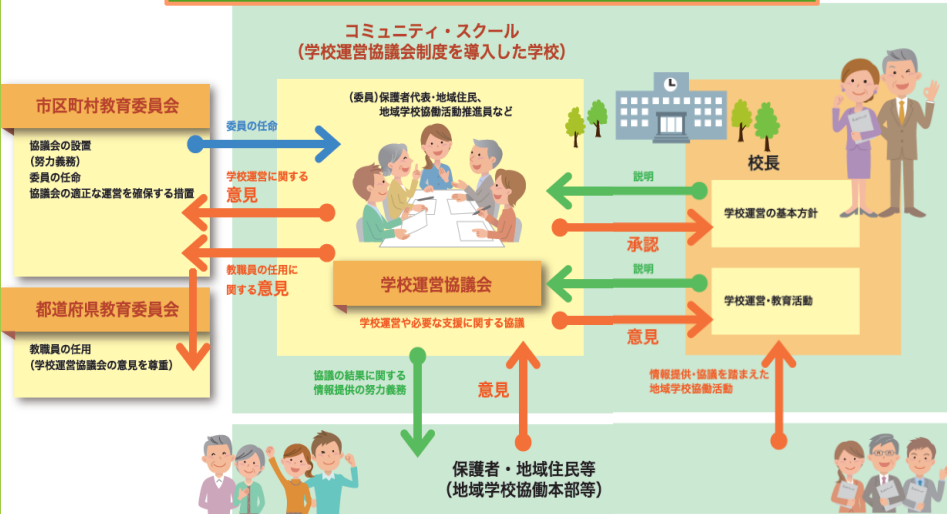
広報・行事部会

連携

P T A ・ 自治会

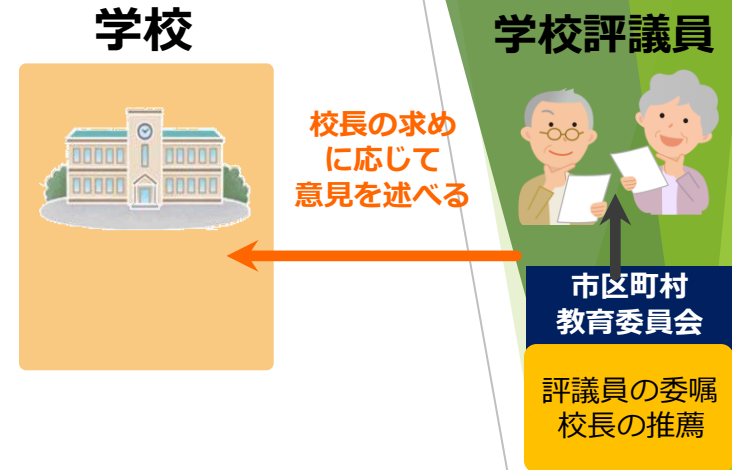
# コミュニティ・スクールと学校評議員会

## コミュニティ・スクール



保護者や地域住民が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総掛かりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的としている

## 学校評議員会



校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域住民の意見を聞くことを目的としている

合議体としての機能

協議体による組織的な活動の広がり

法令等に基づき役割(権限)が明確化

主体的参画による連携・協働性が向上

学校運営の継続性

組織的活動の観点

役割の明確化の観点

連携・協働性の観点

校長の異動に左右

個人の意見を論じる

校長の運用

第三者的関わり

Q6

なぜ、学校運営協議会委員は4つの分野から任命する必要があるのですか

## 地教行法に記載されている学校運営協議会委員の条件

※委員の任命にあたっては、校長が意見を申し出ることができる

- 対象学校の所在する地域の住民
- 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- その他当該教育委員会が必要と認める者

☆学校運営協議会の委員は「地教行法」47条5の2項において「次に掲げる者について」任命することと規定されていますが、教育委員会では「次に掲げる者の中から」と解釈して、4つの分野の全てから任命されていないケースが見られます。

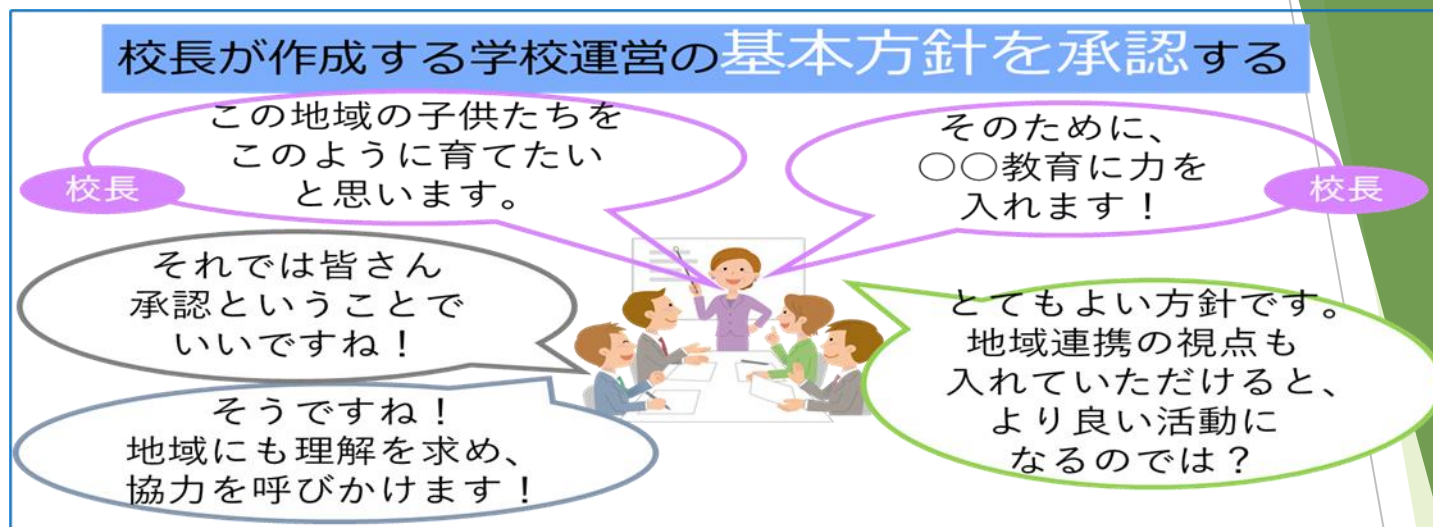
☆4つの分野は、当該校が所在する地域の住民、当該校に在籍する児童生徒又は幼児の保護者、その他必要と認めた場合の学識経験者や校長等の教職員を任命することとなっています。加えて、平成29年の「地教行法」47条6の改正によって、地域学校協働活動推進員等の学校の運営に資する活動を行う者（NPOや学校応援団等）が追加されました。地域学校協働活動推進員は学校運営協議会の委員に任命することが求められます。

☆学校運営協議会の委員は、制度の趣旨から必要な4つの分野から任命することとなっています。よって、各委員は、委員としての最善の役割を担うために任命された趣旨を理解して、それぞれの立場からの協議と協働が求められるのです。類似の例としては社会教育委員の「<sup>36</sup>1号議員、2号議員・・・」のような仕組みを参考にしてみてもはいかがでしょうか。



Q9

# 「学校運営の基本方針を承認する」という主な承認事項はどんな内容ですか



☆「学校運営の基本方針の承認事項」については、「学校の運営に関しての、教育課程の編成、その他教育委員会規則で定める事項についての基本的な方針」（地教行法47条5）と規定されており、**市町村の学校運営協議会設置規則等に規定する必要がある**と考えられます。

☆承認に必要な内容や様式を教育委員会で作成することが、**全ての学校で共通の取組が可能になる**ことや、校長や教職員が異動した際の新任校においても有効になります。

☆承認する基本方針は、教育課程、組織編成、学校予算、施設管理が主な内容になりますが、**学校教育法第37条で「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されており、学校運営の責任者は校長であり、地域と学校は対等の立場のパートナーであることが前提**となります。

Q10

## 「学校運営の基本方針を承認した」ことへの学校運営協議会の責任や役割はどんなことですか

☆教職員との熟議等を行いながら、**学校と地域が協働してどのような子どもを育てたいのか、どんな方法で実現するのか**等の具体的な方針について共有する責任が生まれます。

☆教職員や地域の関係者等とともに協働活動を明確にして、**日常の学校運営に地域住民が参加した活動を推進**する役割があります。

☆**校長は「基本方針を承認」されたこと**の責任から、マネジメント力を発揮して、**校長のリーダーシップの元に、教職員の意識の共有を進めるとともに、地域との協働による学校運営を行う**ことが求められます。

☆学校運営協議会と校長の意見が異なり、**学校運営の基本方針の承認を得られない場合**、校長と運営協議会は成案を得るように努め、承認を得られない場合は、校長は承認を得ずに学校運営を行うことができますが・・・

☆これからの学校は、**「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて**、保護者や地域住民と**「これからの時代を生きる子どもたちのために」**という**共通の目標・ビジョンを設定**して教育活動を進めていく。

## 2. 学校運営協議会制度の導入の有効性について

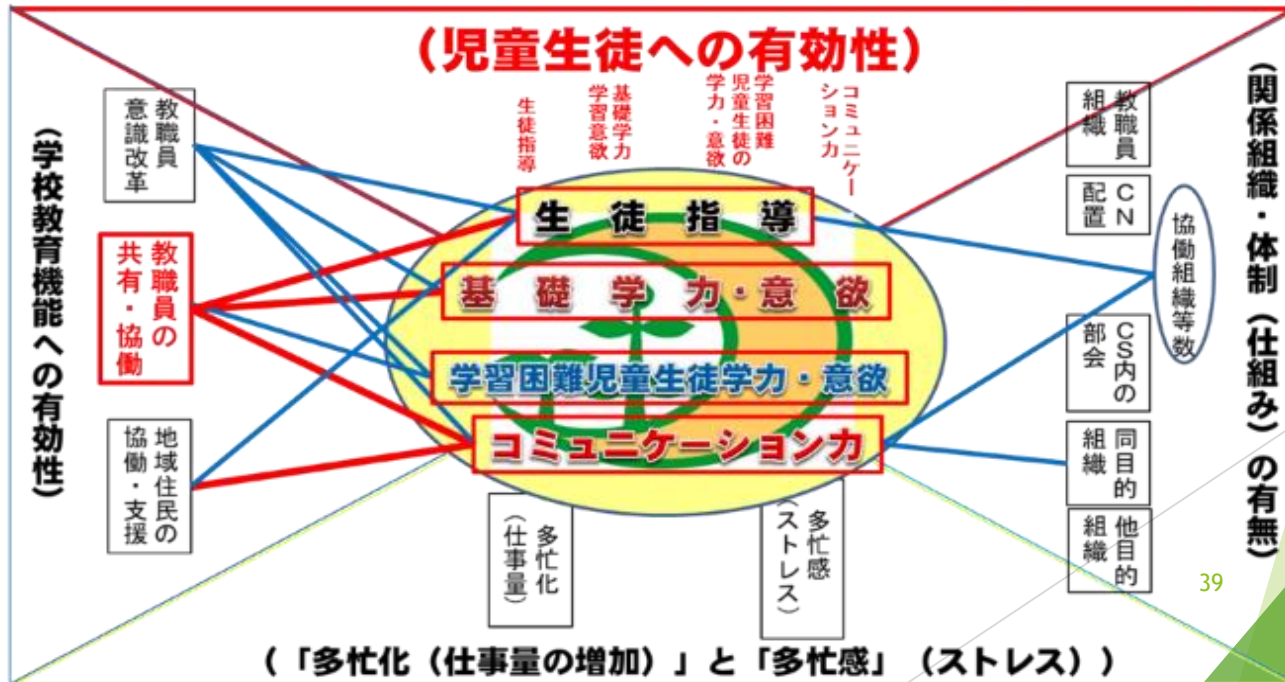
**Q18** コミュニティ・スクールの導入によって学校の教育課題へのどんな効果が期待できますか

☆学校は学習指導要領に従って、地域や児童生徒の実態に即した教育活動が行われており、**当該校での効果を整理して継続、改善が必要**でしょう。

☆全国のコミュニティ・スクール導入の143校の**児童生徒への成果と「教職員の意識の共有・協働」**が高い優位な相関関係があります。

パースンの相関係数から見る「有意な相関関係図」:「児童生徒への有効性」N:143  
 .300\*\*~: — .400\*\*~: —

大分大学 中川調査







**<例を考えてみよう>**  
**不登校児童生徒への対応について**

**不登校の様々な原因**

原因が分かっている

原因が複雑

原因が分からない

**教員（学校）や教育行政だけで、今のままでいいの？**

学校（教員）が  
変わる

保護者が  
変わる

友だち関係が  
変わる

本人が  
変わる

その他

その他

**新しい発想：子どもの目線で見えるものを見せる**

学校の中で

友だち体験で

家庭の中で

自然体験で

運動体験で

その他

学校教育として

**学校運営協議会**

社会教育として



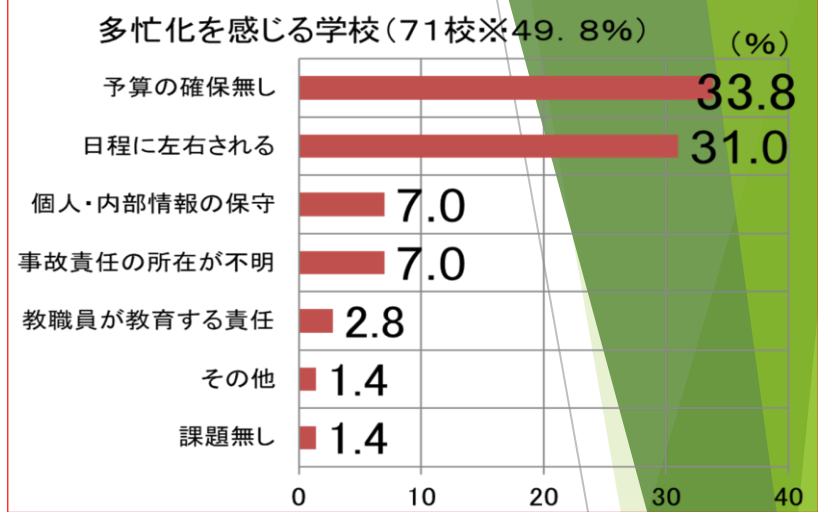
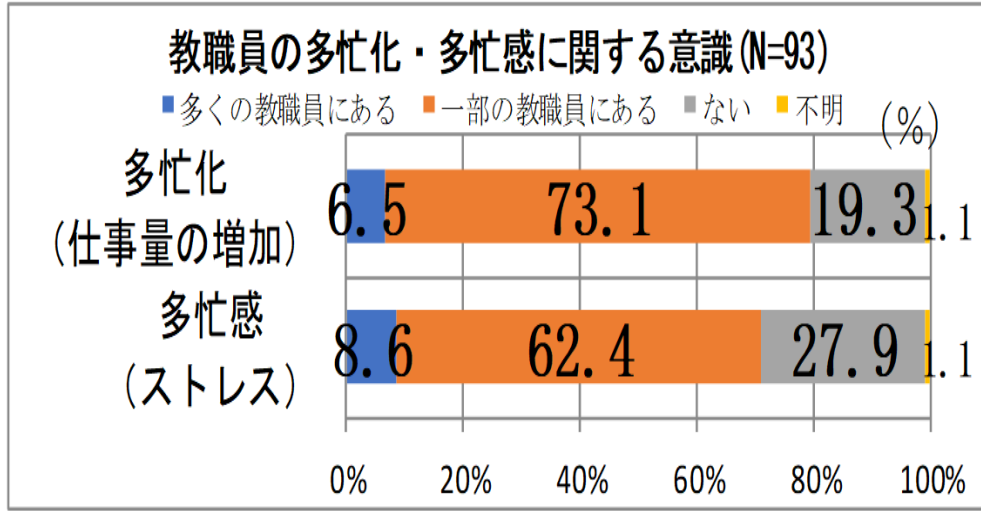
**地域学校協働本部**



# Q19

## コミュニティ・スクールの導入による教職員の仕事量の増加（多忙化）を感じている教職員はどれくらいいますか

\*大分大学高等教育開発センター資料



- ☆「仕事量の増加（多忙化）とストレス（多忙感）」についての全国調査の図の茶色が示すように、多忙化・多忙感は一部の担当教員です。
- ☆青で示した「多くの教員を感じる」という背景には、学校運営協議会が学校に要望をするものの、日常的には教職員が対応せざるをえない状況を作っている現状があるようです。
- ☆教員全体では90%以上が「多忙化・多忙感は無い」と回答しており、その理由は学校運営協議会や地域学校協働本部が機能している場合と、学校運営協議会を設置したものの、これまでの「学校評議員」と変わらない「意見を述べる」だけで学校運営には変化がないことなどが考えられます。

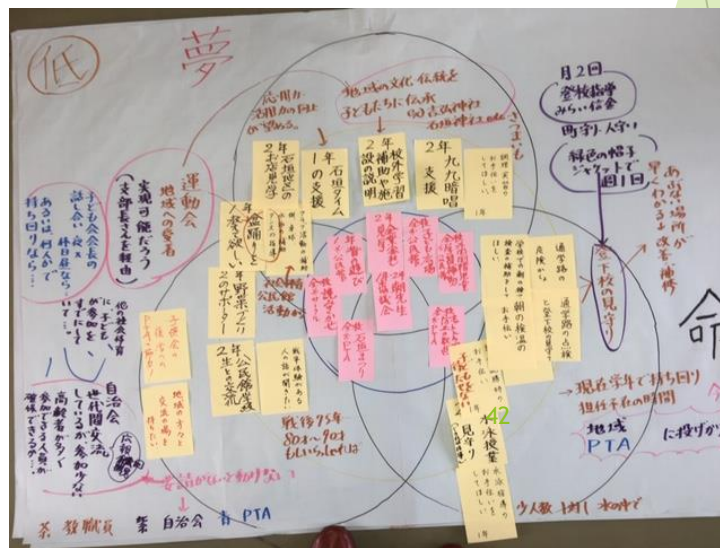
# Q21

## 教職員と学校運営協議会委員等との熟議等によって教育課題への対応を共有するためには、どんなテーマ（内容）で、どんな方法がいいのですか

☆学校運営協議会制度の導入時には、学校教育課題の概要を共有するためにいろいろな角度からの自由な情報交換が必要で、それを基にしたコミュニティ・スクールの取組を整理することが必要でしょう。

☆その後は、大きなテーマではなく、学校評価を生かして、毎日の教育活動に必要な地域の人材や伝統文化等の情報交換など、教職員が困っていることから始めてはどうでしょうか。徐々に日常生活での困りごとや、地域からの提案等へと広げながら、中長期的に進める気持ちでいいと思います。

＜別府市立石垣小学校学校運営協議会＞



# ＊ ＊ 別府市立石垣小学校学校運営協議会の取組の方向性 ＊ ＊

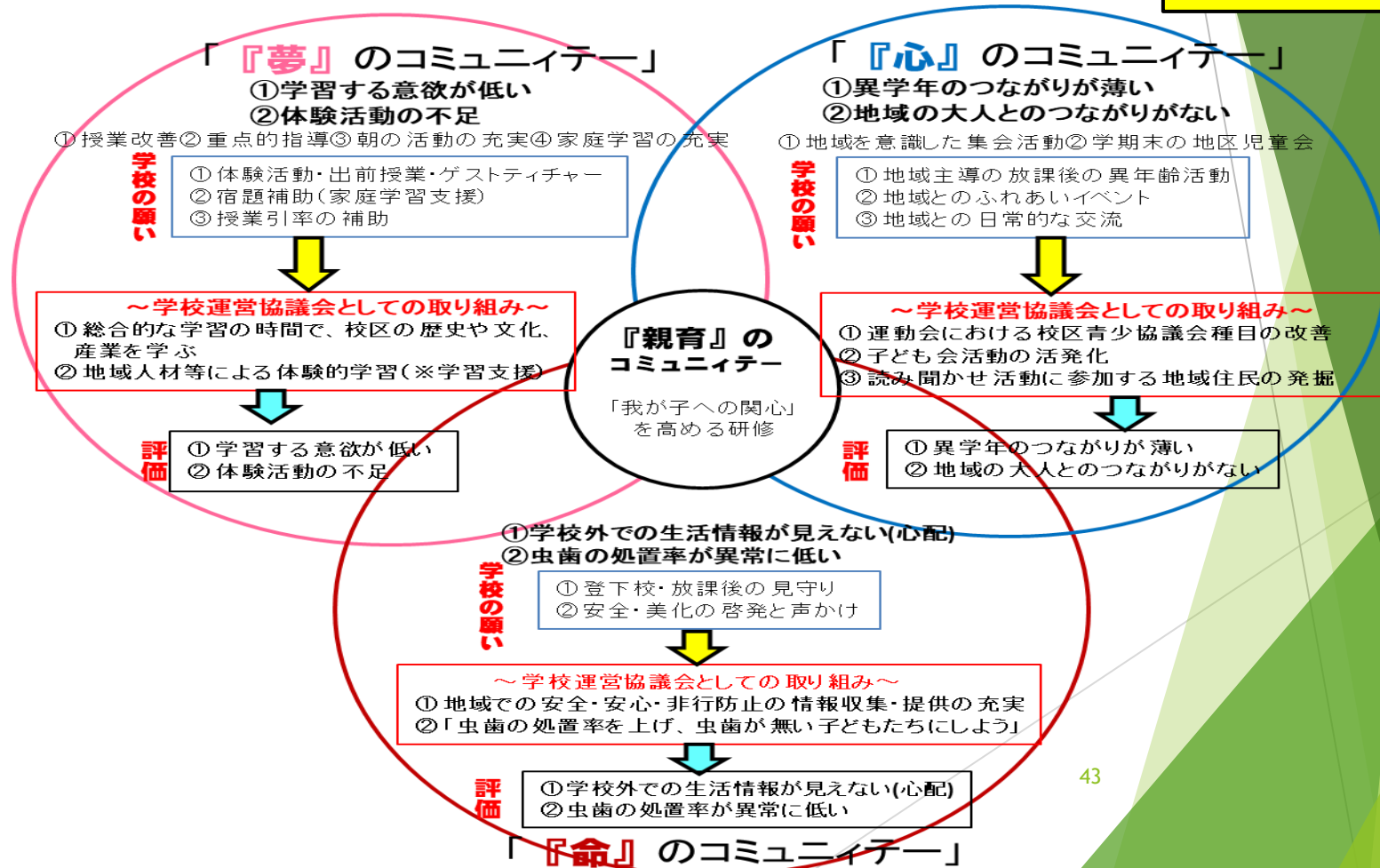
＜教職員のゆとりと充実による学校運営のために！＞

- ①教職員と一体となった「地域にひらかれた教育課程」の検討
- ②地域住民の参加と関係団体・組織との協働＜PTAの役割の確認＞
- ③学校運営協議会（合議体）の役割を共有＜出来る人が、出来る時に、出来ることを＞

平成28年度実施～7年目

R2年:事業計画の見直しと確認の年

令和3年度～  
＜5年計画＞

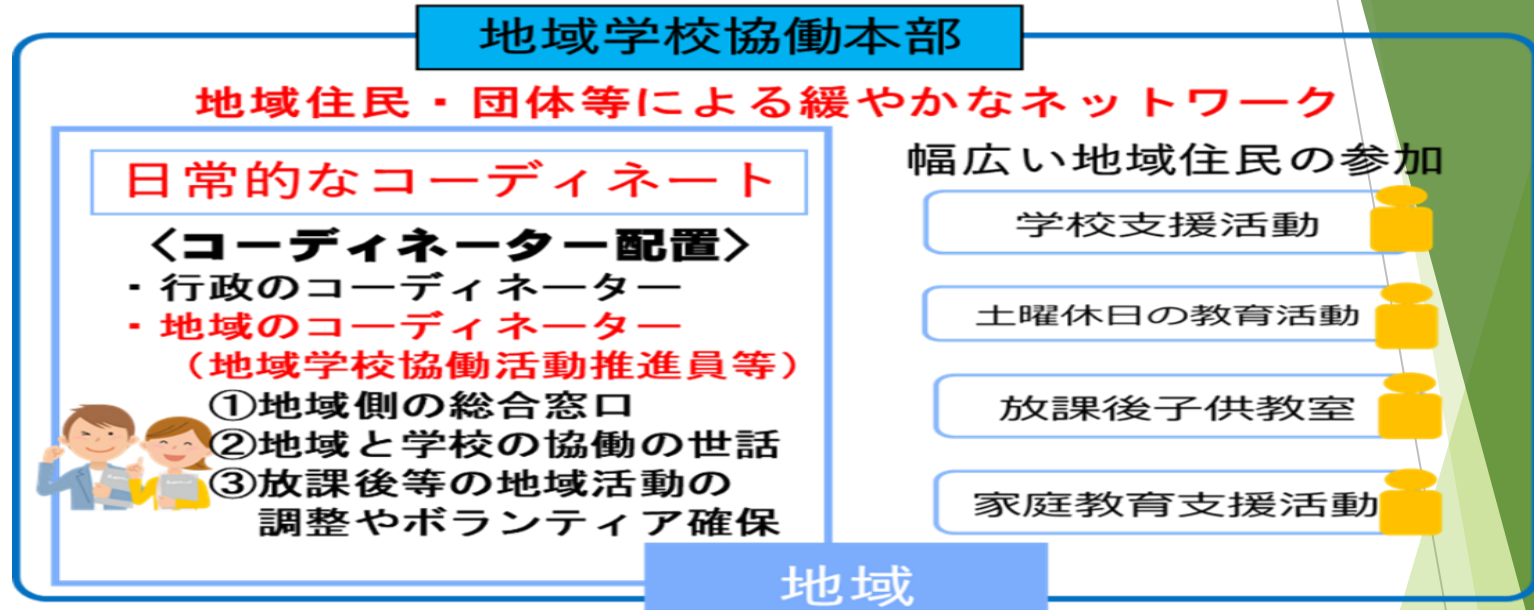




# 3. 地域学校協働本部の体制整備について

Q1

★ 地域学校協働本部の体制整備とは、具体的にはどんな体制づくりをすればいいのですか



☆ 地域学校協働本部のコーディネーターは次の4つの種類が考えられます。

- \* 一定エリアの地域学校協働本部を統括するコーディネーター
- \* 行政職員（社会教育主事や嘱託職員等）が、地域学校協働本部の役割を担うコーディネーター
- \* 地域住民が地域学校協働本部の役割を担う一員として委嘱されたコーディネーター（地域学校協働活動推進員）
- \* その他の地域ボランティアコーディネーター

Q2

地域学校協働本部の体制整備による重要な2つの役割はどんなことですか

## ①地域住民の協働ネットワーク

## ②ネットワークを稼働させる

☆「地域の様々な取組と連携しながら、組織団体や住民の緩やかなネットワーク」を地域学校協働本部と文部科学省は説明していますが、そうしたネットワークづくりを進めるとともに、そのネットワークを使った日常的なコーディネートを行うという2つの役割があります。

☆コーディネートチームが、既存の地域の組織団体のネットワークづくりを行うことが地域学校協働活動にとって重要です。その中で「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることも求められています。

☆地域住民のネットワークづくりで重要な組織としては、住民の生活の仕組みとしての「自治会」とのつながりをどう作るかが重要です。

# ①地域住民の協働ネットワーク

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有した

## 「緩やかなネットワーク」





# 地域学校協働本部のネットワーク化が重要

## コミュニティ・スクール：教職員と地域住民の協働

### 学校（教職員）

- \* 教職員の働き方改革
- \* 地域に開かれた教育課程
- \* 生きる力（命題知・体験知）
- \* いじめ・不登校 等

### 学校運営協議会

住民の代表としての学校運営への参画

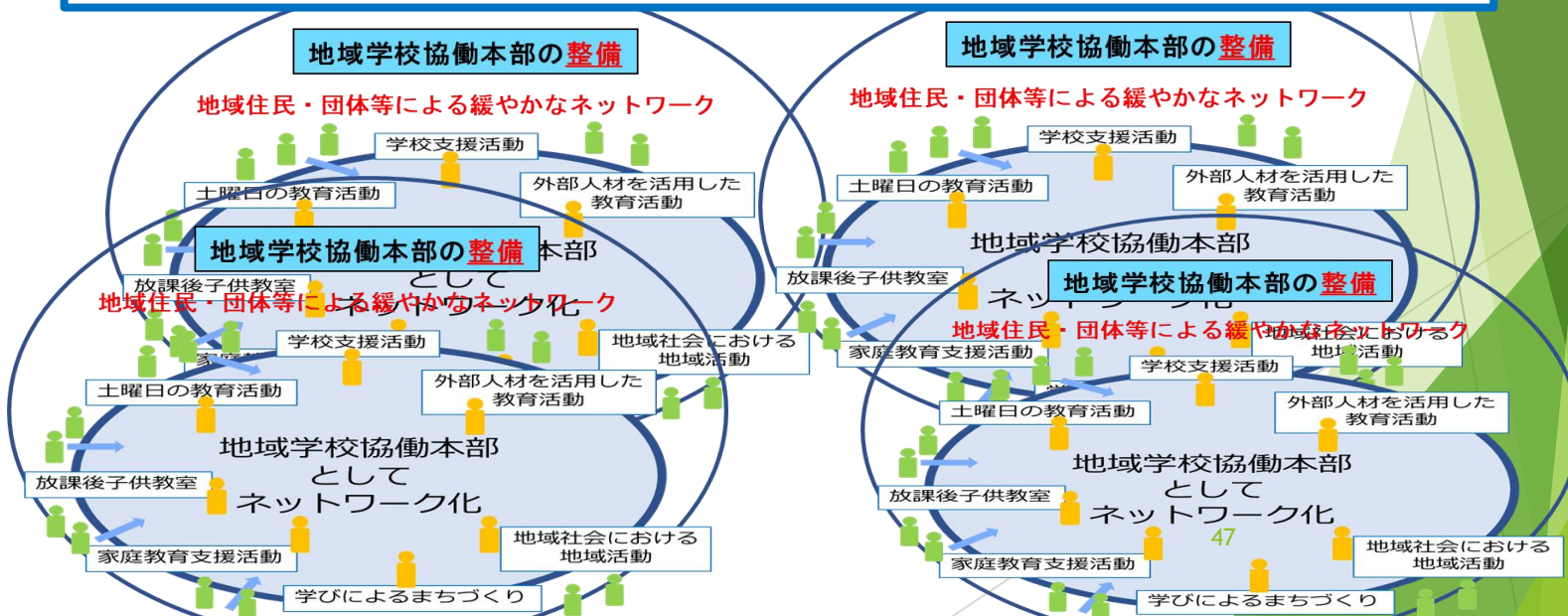
#### <権限と責任>

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

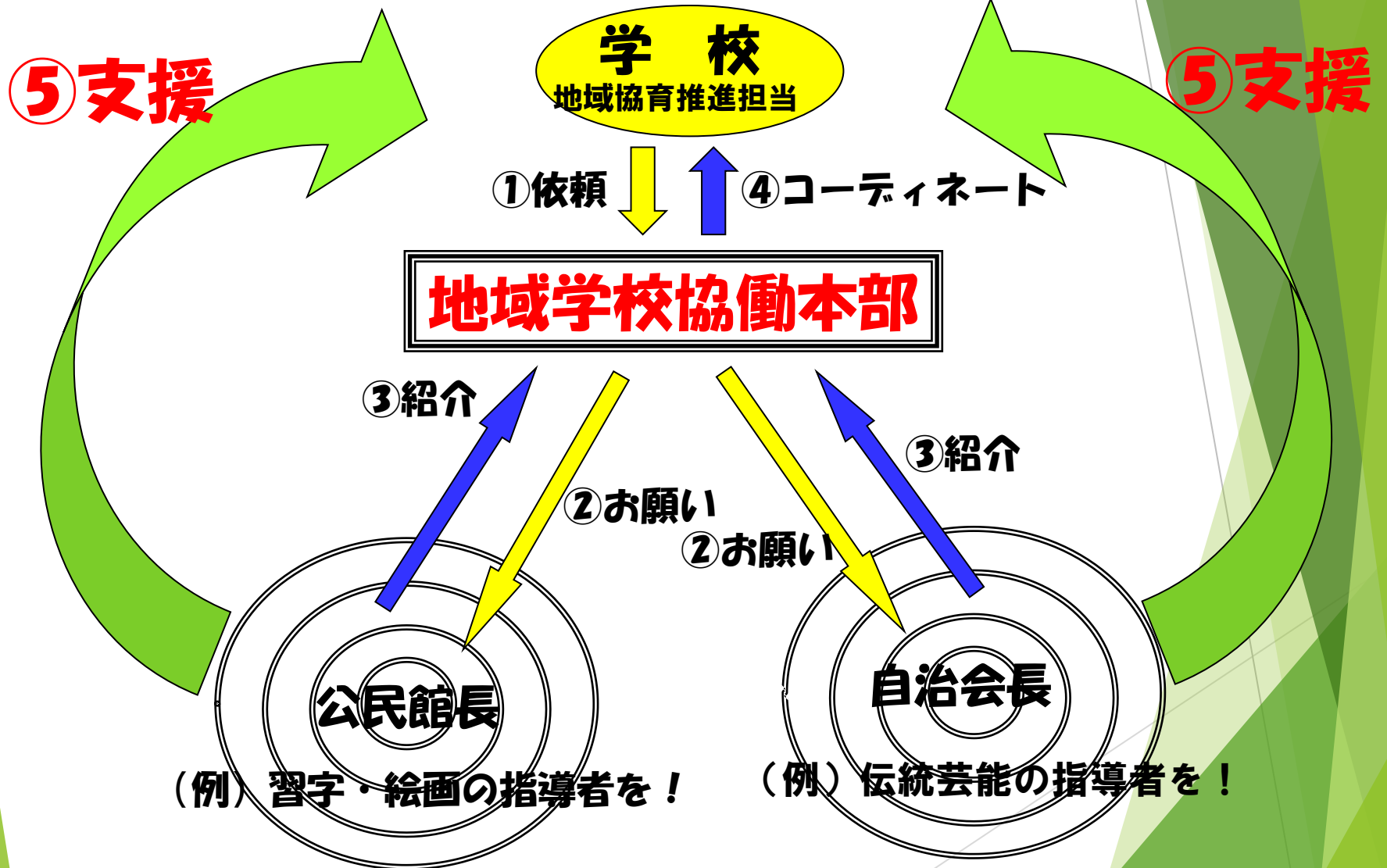


「まちづくり」の施策との一体化

## 地域学校協働本部のネットワーク：統括コーディネーター



# ②ネットワークを稼働させる

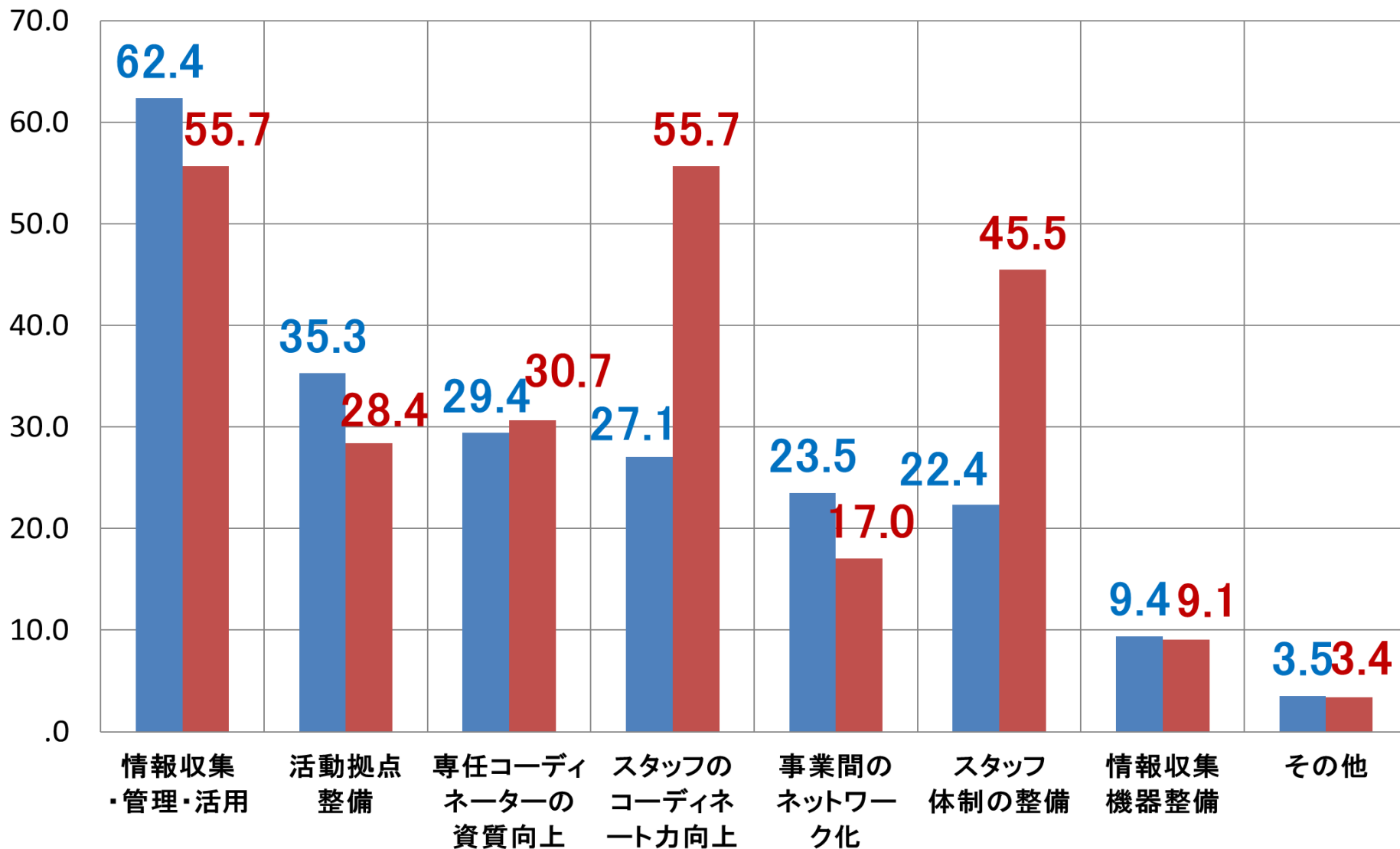


# コーディネート機能の発揮のための重点的な取り組み

(%)

■ 大分(85)

■ 全国(88)



# Q4

## なぜ、地域学校協働本部の地域コーディネーターへの「地域学校協働活動推進員」の委嘱が必要なのですか

☆学校運営協議会の委員としても活動するなど可能になり、地域住民や学校関係者等に認知され、活動しやすくなる（社会教育法第9条の7）

### 地域学校協働活動推進員に期待される役割

- 地域や学校の実情に合わせた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、民間企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 地域学校協働本部の事務処理・経理処理
- 地域住民への情報提供・助言・活動促進

## 社会教育としての地域住民の組織による活動 < 地域学校協働活動 >

### 「地域とともにある学校づくり活動」

< 推進する仕組み（制度） >  
地教行法47条5

#### 学校運営協議会

住民代表としての学校運営への参画

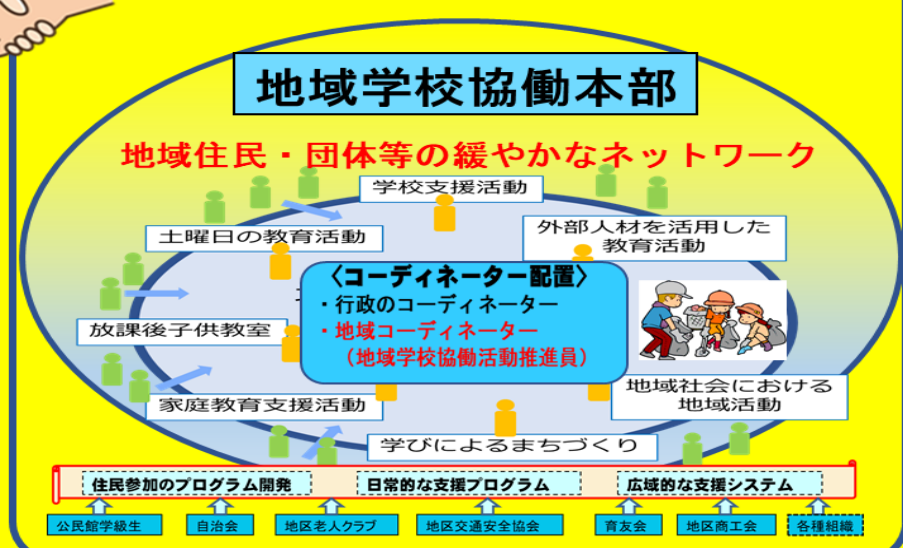
#### < 権限と責任 >

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見



### 「学校を核とした地域づくり」

< 推進する仕組み（体制） >



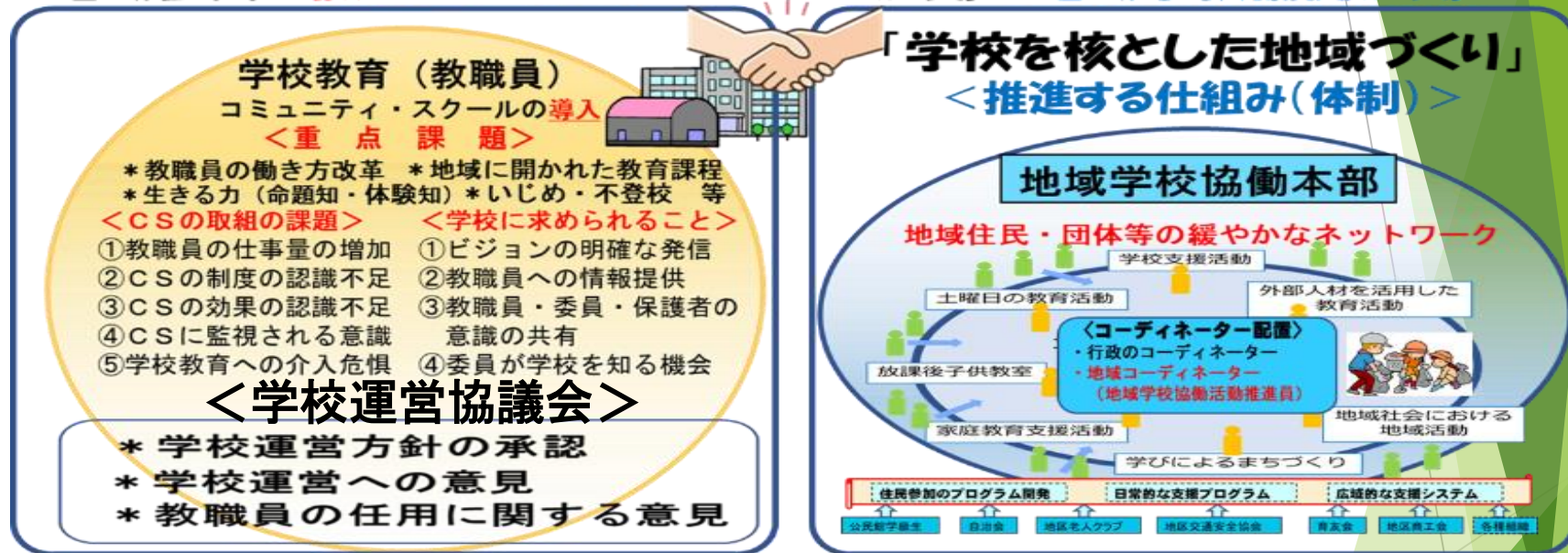


## 4. コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進について

Q1

なぜ、教育委員会内の担当部署が、相互にそれぞれの事業の内容を共有し、相互に必要な規則や要綱等を摺り合わせる必要があるのですか

### 地域住民の願いとネットワークによる活動 <地域学校協働活動>



☆ **学校運営協議会と、地域学校協働本部が地域学校協働活動の両輪**であるという認識を持ち、地域住民の教育力を活用するという観点が必要です。

☆ 担当を事務分掌に位置づけて **課長も含めた定期的な協議**を行うこと、それぞれに必要な規則や要綱、予算等を相互に摺り合わせて作成すること、**教職員や学校運営協議会委員、コーディネーター等の合同研修会**の実施などによって、地域学校協働活動が効果をあげられると考えられます。

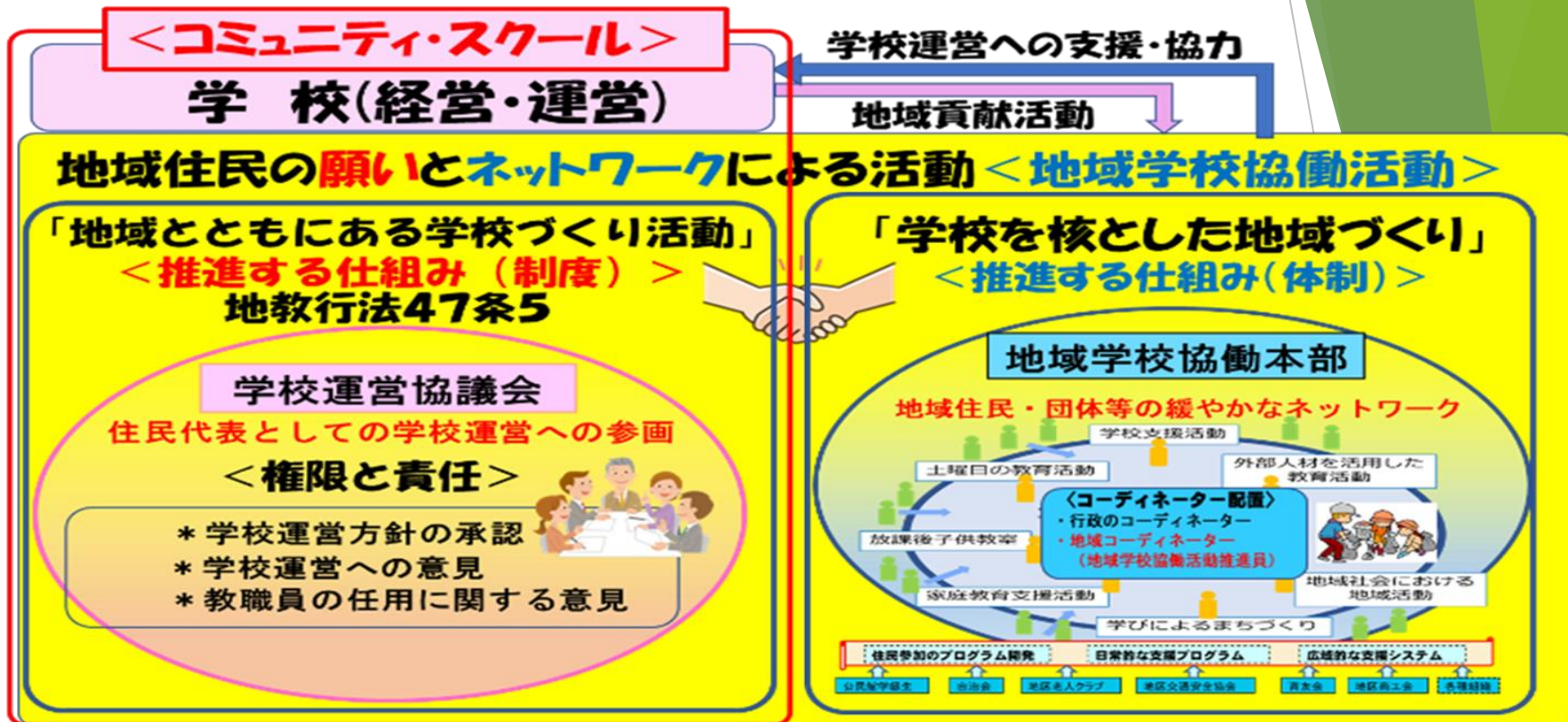
# 別府市教育委員会関係各課の課長・参事・指導主事・書協主事研修会 (2021. 2. 3)





# Q3

なぜ、各学校で、教職員や学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員等の3者が情報を共有する必要があるのですか



- ☆地域住民との協働に取り組む教職員や学校運営協議会委員が地域学校協働本部の活動を知り、地域学校協働本部のコーディネーター等が学校の教育課程等の教育活動を知ることがウィンウィンの関係をつくります。
- ☆教職員が地域学校協働本部の活動を知ること、気軽に日常の学校教育活動への参加依頼が可能になります。

# Q4

## なぜ、地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーター）を運営協議会委員に任命する必要がるのですか

### <コミュニティ・スクール> > 学校(経営・運営)

学校教育（教職員）

コミュニティ・スクールの導入

<重点課題>

- \* 教職員の働き方改革
- \* 地域に開かれた教育課程
- \* 生きる力（命題知・体験知）
- \* いじめ・不登校 等

<CSの取組の課題>

- ① 教職員の仕事量の増加
- ② CSの制度の認識不足
- ③ CSの効果の認識不足
- ④ CSに監視される意識
- ⑤ 学校教育への介入危惧

<学校に求められること>

- ① ビジョンの明確な発信
- ② 教職員への情報提供
- ③ 教職員・委員・保護者の意識の共有
- ④ 委員が学校を知る機会

### 学校運営協議会

- \* 学校運営方針の承認
- \* 学校運営への意見
- \* 教職員の任用に関する意見

委員へ

学校運営への支援・協力

地域貢献活動

### 「学校を核とした地域づくり」 <推進する仕組み(体制)>

#### 地域学校協働本部

地域住民・団体等の緩やかなネットワーク



<コーディネーター配置>  
・行政のコーディネーター  
・地域コーディネーター  
(地域学校協働活動推進員)

☆学校運営協議会の委員としても活動することから、地域住民や学校関係者等に認知されて活動しやすくなるという大きなメリットがあります。

☆コーディネーターを学校運営協議会委員にすることで、学校運営協議会で協議されたことに地域住民の参加を拡大することにつながります。

# 地域学校協働活動推進のチェック

## 教育委員会

＜協働の取組のための体制整備・普及・啓発＞

施策① 学校運営協議会制度の導入（H29改正：努力義務）

＜学校運営協議会委員の任命・事業周知＞

施策② 協働本部の体制整備（コーディネーター配置）

＜地域学校協働活動推進員の委嘱・事業周知＞

チェック①

社会教育と学校教育の協働体制

チェック②

\* プランの策定・規則等の整備

チェック③

\* 研修・予算の確保

学校

地域

チェック⑦ 整備支援

チェック④ 教職員への周知

チェック⑤ 学校運営方針の明確化

コミュニティ・  
スクール



学校運営協議会

チェック⑥

委員の役割の周知

## 地域学校協働本部

チェック⑧

地域住民・団体等による緩やかなネットワーク

チェック⑨

日常的なコーディネート

＜コーディネーター配置＞

- ・ 行政のコーディネーター
- ・ 地域コーディネーター

（地域学校協働活動推進員）

チェック⑩ CDの役割

- ① 地域側の総合窓口
- ② 地域と学校の協働の世話
- ③ 放課後等の地域活動の調整やボランティア確保



チェック⑪

幅広い地域住民の参画

学校支援活動

土曜休日の教育活動

放課後子供教室

家庭教育支援活動



小さな小石でも、水面に投じると「波紋」が広がるように私たちの「協育」の活動が地域に広がってことを目指しています

☆☆ N P O 法人大分県協育アドバイザーネット ☆☆

N P O 法人大分県協育アドバイザーネット理事長  
別府市立石垣小学校学校運営協議会委員長

中 川 忠 宣